

平成29年度  
第2回 児童福祉法に基づく集団指導

「監査・実地指導等における主な指摘事項」

平成29年11月20日(月)

9時50分開始

札幌市保健福祉局障がい福祉課  
指導担当

# 目次

I 集団指導とは・・・・・・・・・・P.3	(7) 指導員加配加算に関する指摘・P.16
II 実地指導における主な指摘事項	(8) 欠席時対応加算に関する指摘・P.18
1 自己点検表・・・・・・・・・・P.4	(9) 福祉・介護職員処遇改善加算 に関する指摘・P.19
2 実地指導	(10) その他の主な指摘事項 ・P.20
(1) サービスの提供の記録に 関する指摘・・P.5	III その他の留意事項・・・・・・・・P.21
(2) 児童発達支援計画等の 作成等に関する指摘・・P.6	IV 通報・苦情・・・・・・・・・・P.25
(3) 勤務体制の確保等に 関する指摘・P.9	V 事故報告について・・・・・・・・P.30
(4) 非常災害対策に関する指摘・P.12	VI 不正請求等への対応・・・・・・・・P.32
(5) 虐待等の禁止に関する指摘・P.13	VII 指定の取り消し・指定の効力停止・P.34
(6) 障害児通所給付費等算定に 係る体制等に関する指摘・・P.14	VIII 関係法令等・・・・・・・・・・P.36

# I 集団指導とは・・・

札幌市では、

「札幌市障害福祉サービス事業者等指導監査実施要綱」

に基づき開催

毎年開催・・・内容は異なり、連絡事項等  
ありますので参加願います。

内容は・・・

- 指定障害児通所支援等の取扱いについて
- 障害児通所給付費等に係る費用の請求について
- 制度改正等について
- 過去の指導事例等について



## Ⅱ 実地指導における主な指摘事項

### 2 実地指導

指導の対象となる障害福祉サービス事業者等の事業所において実地に行く。

(実施要綱第3条)

#### (1) サービスの提供の記録に関する指摘

- 児童発達支援等を提供した際の支援内容などが確認できない。
- 児童発達支援提供実績記録票の記載漏れや保護者からの確認を得ていない。
- 児童発達支援提供実績記録票の「開始時間」「終了時間」の記載内容と支援記録や国保連の請求内容と異なっている。

#### 改善に向けて

- (1) 事業者は、児童発達支援等を提供したときは、当該支援の提供日、内容その他必要な事項を当該支援の提供の都度<sup>(※)</sup>記録しなければならない。  
(※ 障害児入所施設は除く。)
- (2) 事業者は、(1)の規定による記録を行うときは、サービスを提供したことについて、通所給付決定保護者から確認を受けなければならない。  
(市条例62号第24条及び第98条 他)  
(厚労省令第15号第21条 他)  
(厚労省令第16号第15条 他)

**実績記録票、支援記録及び国保連の請求内容については、突合して確認すること。**

## Ⅱ 実地指導における主な指摘事項

### (2) 児童発達支援計画等の作成等に関する指摘

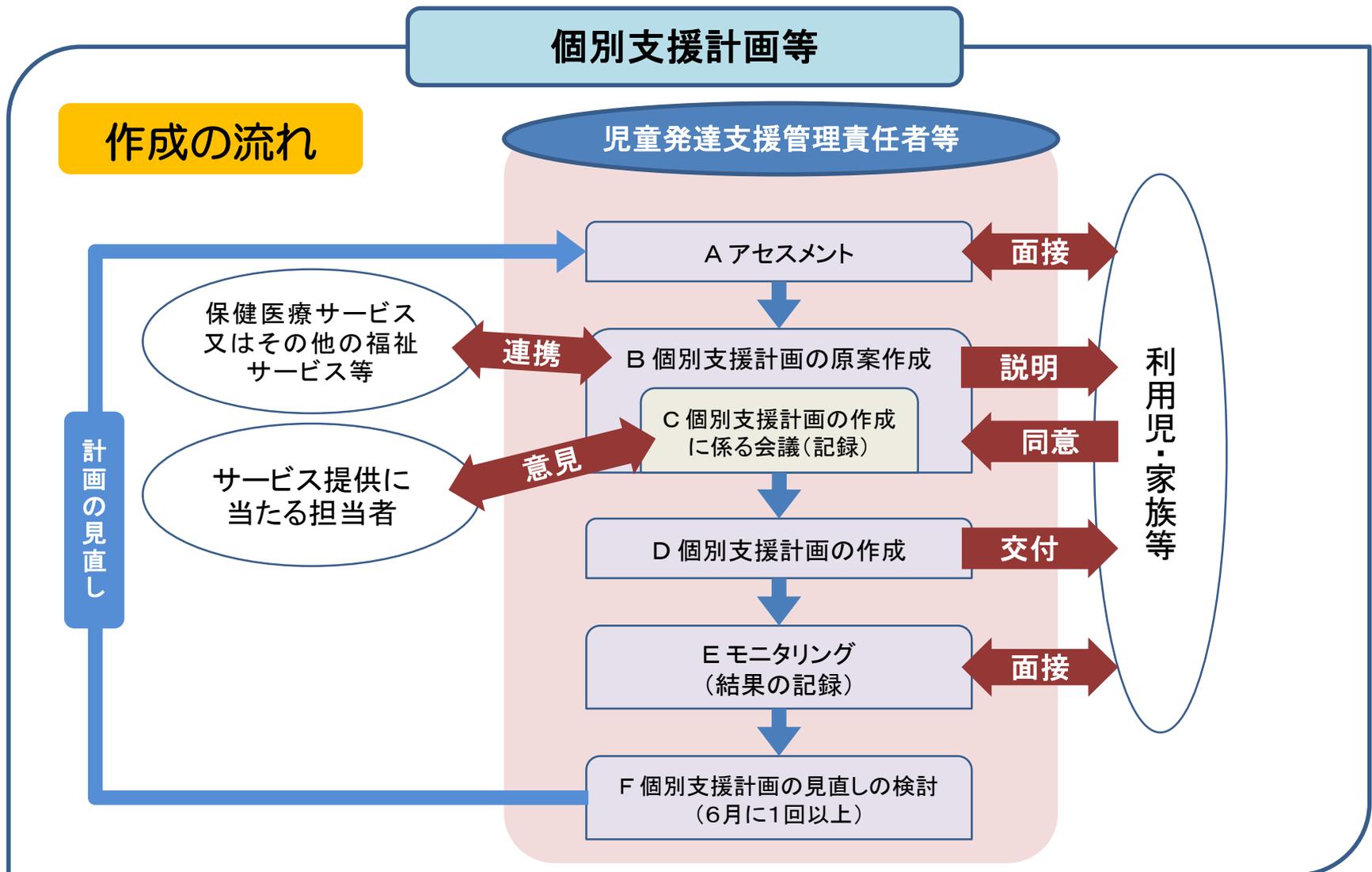
- 児童発達支援計画等の作成に当たって、障害児に対する指定児童発達支援等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催していない。開催の確認ができない。
- 児童発達支援計画等について、通所給付決定保護者等から同意を得ていない。
- 児童発達支援計画等について、書面を交付していない。交付したことを確認できない。

### 改善に向けて

- 児童発達支援管理責任者は、障害児に対する指定児童発達支援等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議を開催し、前項に規定する児童発達支援計画等の原案の内容について、意見を求めるものとする。  
※会議録など記録を残す。
- 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画等の原案の内容について、通所給付決定保護者及び障害児に対して説明し、文書によりその同意を得なければならない。
- 児童発達支援管理責任者は、児童発達支援計画等を作成したときは、通所給付決定保護者に、当該児童発達支援計画等を記載した書面を交付しなければならない。

(市条例第62号第30条及び第104条 他)  
(厚労省令第15号第27条 他)  
(厚労省令第16号第21条 他)

## Ⅱ 実地指導における主な指摘事項



## Ⅱ 実地指導における主な指摘事項

個別支援計画等 作成の概要	児童発達支援・医療型児童発達支援 放課後等デイサービス・保育所等訪問支援 障害児入所施設	障害児相談支援
規定する条項	・市条例62第30条及び第104条 他	・平24厚令29第15条
計画作成担当者	・児童発達支援管理責任者	・相談支援専門員
アセスメント	・保護者及び障害児に面接し、希望する生活及び課題等を把握	・保護者及び障害児に面接し、課題等及び生活全般についてその状態を十分把握
計画原案作成	<ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児支援利用計画を踏まえる(入所施設除く)</li> <li>・支援目標その達成時期</li> <li>・生活全般の質の向上のための課題</li> <li>・サービスの具体的内容(行事、日課等を含む)</li> <li>・他のサービスとの連携</li> <li>・その他留意事項</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○障害児支援利用計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児等の生活に対する意向</li> <li>・総合的に援助方針</li> <li>・生活全般の解決すべき課題</li> <li>・長期的な目標それを達成するための短期的な目標とその達成時期</li> <li>・福祉サービス等の種類、内容、量</li> <li>・市町村に対するモニタリング期間に係る提案等</li> <li>・その他留意事項</li> </ul> </li> </ul>
担当者会議	・担当者等を招集し、計画原案に対する意見を求める	<ul style="list-style-type: none"> <li>○サービス担当者会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>・専門的な見地から意見を求める</li> </ul> </li> </ul>
利用者に対する交付	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容を説明、書面で交付</li> <li>・文書による同意を得る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・内容を説明、計画案の交付</li> <li>・文書による同意を得る</li> <li>※サービス担当者会議前と後計画案</li> </ul>
モニタリング	・サービスが計画に沿っているか	<ul style="list-style-type: none"> <li>・サービスが計画に沿っているか</li> <li>・法第6条の2の2第8項に規定する厚生労働省令で定める期間ごと実施</li> </ul>
見直し・変更	・少なくとも6か月に1回以上、その他必要に応じて実施	・必要に応じて実施

## Ⅱ 実地指導における主な指摘事項

### (3) 勤務体制の確保等に関する指摘

- 事業所の従業者によるサービスであることを確認できない(ボランティア従事、他の事業所の従業者が従事している等。)
- 勤務表を作成していない。または勤務表に日々の勤務時間、職務の内容、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係を記載していない。
- 従業者に対する研修を実施していない。または実施した記録がない。
- 退職等で管理者、児童発達支援管理責任者及び相談支援専門員が交代している。

### 改善に向けて

#### 1 人員配置上の従業者とは・・・

##### ○ サービスを提供できる者とは・・・

事業者は事業所ごとに、**事業所の従業者**によってサービスを提供しなければならない。

##### ○ 上記に言う「従業者」とは・・・

事業者との間に雇用契約等を締結し、**職務として従事する者**でなければならない。

(H26.11 厚労省障害福祉課見解)

#### 2 勤務表に記載する事項とは・・・

＜事業所ごとに、月ごとに作成する＞

##### ○ 記載すべき事項・・・

従業者名(及び管理者名)、日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係である旨等。

#### 3 従業者の研修とは・・・

○ **研修機関が実施する研修**や**事業所内の研修**への参加の機会を計画的に確保する。

(市条例第62号第41条及び第118条 他)  
(厚労省令第15号第38条、第71条及び第79条 他)  
(厚労省令第16号第35条 他)  
(厚労省令第29号第20条)

## Ⅱ 実地指導における主な指摘事項

### 人員に関する基準

職種	配置基準	サービス内容
管理者	原則として専ら管理業務に従事する者を配置する。	全てのサービス
児童発達支援管理責任者	1人以上配置する。	障害児(通所・入所)支援
相談支援専門員	1人以上配置する。	地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援

届出している者を変更した場合は、  
変更日から10日以内に「変更届」を事業者指定担当係に提出すること。

※人員配置の他、「運営規程」及び「協力医療機関」などを変更した場合、  
変更届の提出が必要。

**忘れずに!**

# II 実地指導における主な指摘事項

## 変更届

http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zigyoshastei/11\_henkoutodoke.html

札幌市 障害 変更届 検索

7.変更届について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)及び児童福祉法に係る変更届様式について掲載しています。

(1)変更届の提出期限等

変更内容により提出期限が異なりますので、下記をご確認ください。

- 事業者指定に係る申請及び届出一般表(PDF:99KB)

※受理通知が必要な場合はお申し出ください。

事業所移転の際は他の法律・制度についてもご確認ください。

※(都庁)法施行令の一部が平成27年4月1日より改正されます。詳細は(都防)局のページをご覧ください。

- 他(の)法律・制度について(2015.10月)(PDF:501KB)

(2)変更届様式

障害福祉サービス事業 障害者支援施設	<a href="#">Excel 変更届(エクセル:34KB)</a> <a href="#">PDF 変更届(PDF:40KB)</a>
障害児通所支援事業 障害児入所施設	<a href="#">Excel 変更届(エクセル:36KB)</a> <a href="#">PDF 変更届(PDF:38KB)</a>
一般相談支援 特定相談支援 障害児相談支援	<a href="#">Excel 変更届(エクセル:35KB)</a> <a href="#">PDF 変更届(PDF:32KB)</a>

なお、事業者のメールアドレスを変更した場合、下記の変更届を提出してください(メールアドレスによる送信)。

様式第2号

### 変更届出書

平成 年 月 日

札幌市長様

申請者 所在地 \_\_\_\_\_  
 (設置者) 名称 \_\_\_\_\_  
 代表者 \_\_\_\_\_ 印

次のとおり指定を受けた内容を変更しましたので届け出ます。

指定内容を変更した事業所(施設)	事業所番号 名称 所在地 サービスの種類	変更の内容
変更があった事項		変更前
1 事業所(施設)の名称		
2 事業所(施設)の所在地(設置の場所)		
3 申請者(設置者)の名称		
4 申請者(設置者)の所在地		
5 代表者の氏名及び住所		
6 定款・寄付行為等及びその登記簿の謄本又は実例等(当該指定に係る事業に関するものに限る。)		
7 医療法第7条の許可を受けた病院又は診療所であること		
8 事業所(施設)の平面図及び設備の概要		変更後
9 事業所(施設)の監視者の氏名及び住所		
10 事業所(施設)の児童発達支援管理責任者の氏名及び住所		
11 主たる対象者		
12 運営規程		
13 障害児通所給付費及び肢体不自由児通所医療費の請求に関する事項		
14 障害児入所給付費又は障害児入所医療費		

平成 年 月 日

担当 TEL \_\_\_\_\_  
 mail \_\_\_\_\_

紙参照。

札幌市のホームページ上に、支援している事業ごとの届出書の様式を掲載。

## Ⅱ 実地指導における主な指摘事項

### (4) 非常災害対策に関する指摘

- 過去(実地指導のない年度)の避難訓練の実施の記録が確認できない。
- 非常災害時の対応マニュアルなどが整備されていない。

「**消火設備その他の非常災害に際して必要な設備**」とは…  
消防法その他法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければならない。

「**非常災害に関する具体的な計画**」とは…  
消防法施行規則第3条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいう。  
※消防法第8条の規定に基づき定められる者が策定し実施。

「**関係機関への通報及び連絡体制を整備**」とは…  
火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業者に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制作りを求める。

### 改善に向けて

○ 事業者は、**消火設備その他の非常災害に際して必要な設備**を設けるとともに、**非常災害に関する具体的な計画**を立て、非常災害時の**関係機関への通報及び連絡体制を整備**し、それらを定期的に従業員に周知しなければならない。

○ 事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

(市条例第62号第43条及び第120条 他)  
(厚労省令第15号第40条 他)  
(厚労省令第16号第37条 他)

○ 事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めなければならない。

#### ・ 非常災害対策

(市条例第62号第40条及び第117条 他)  
(厚労省令第15号第37条、第63条 他)  
(厚労省令第16号第34条 他)

## Ⅱ 実地指導における主な指摘事項

### (5) 虐待等の禁止に関する指摘

□虐待に関する研修を実施していない。

児童虐待の防止等に関する法律(平成12年5月24日法律第82号)

抜粋

(児童虐待の定義)

第2条 この法律において、「児童虐待」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。以下同じ。)がその監護する児童(十八歳に満たない者をいう。以下同じ。)について行う次に掲げる行為をいう。

- 1 児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 2 児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること。
- 3 児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、保護者以外の同居人による前二号又は次号に掲げる行為と同様の行為の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること。
- 4 児童に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応、児童が同居する家庭における配偶者に対する暴力(配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)の身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすもの及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動をいう。)その他の児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

### 改善に向けて

○従業者は、障害児に対し、**児童虐待の防止等に関する法律第2条各号に掲げる行為**その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(市条例第62号第48条、第125条及び第138条の11 他)  
(厚労省令第15号第45条 他)(厚労省令第16号第42条 他)

○事業者は、事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(運営規程)を定めなければならない。

・虐待の防止のための措置に関する事項

※ 具体的には以下などを指すもの。

- ・虐待防止に関する責任者の設置
- ・苦情解決体制の整備
- ・従業者に対する虐待防止啓発のための定期的な研修の実施(研修方法や研修計画など)
- ・成年後見制度の利用支援(相談支援のみ)

(市条例第62号第40条及び第117条 他)  
(厚労省令第15号第37条、第63条及び第78条 他)  
(厚労省令第16号第34条 他)(厚労省令第29号第19条 他)

# Ⅱ 実地指導における主な指摘事項

## (6) 障害児通所給付費等算定に係る体制等に関する指摘

□ 児童指導員等配置加算や人員配置に関する加算など、届出ている算定基準を満たしていない。

[http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zygyoshasitei/6\\_hoshusanteiyosiki.html](http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/zygyoshasitei/6_hoshusanteiyosiki.html)

## 改善に向けて

○ 指定障害児通所支援事業所等の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。  
(留意事項通知 障発0330第16第一)

様式  
6-2

障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表

通所形態	特別に定める事項(注1)	児童指導員(注2)	報酬算定	支払の算定額	その他の算定額
通所形態					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					
児童指導員					
報酬算定					
支払の算定額					
その他の算定額					

## Ⅱ 実地指導における主な指摘事項

### 報酬算定に係る体制等届出

#### 1 提出書類について(体制等届出書様式)

従業員体制及び加算算定に変更がある場合、別紙書類(ホームページ上に様式があります)を添付してください。

なお、変更が無い加算等につきましては、別紙の添付は不要です。多機能型事業所につきましては、事業所番号ごとにまとめて提出してください。

児童発達支援又は放課後等デイサービスにつきましては、単位ごとで従業員配置が異なる場合に限り、単位ごとに様式6-2(ホームページ上に様式があります)を作成してください。

#### 2 提出先・提出方法

札幌市保健福祉局障がい保健福祉部障がい福祉課事業者指定担当 あてに郵送又は持参  
(〒060-8611 中央区北1条西2丁目)

#### 3 算定開始時期

##### (1)算定される単位数が増える場合

●毎月15日以前の提出 ⇒ 翌月から適用

●毎月16日以降の提出 ⇒ 翌々月から適用

※【例外】処遇改善(特別)加算については、「毎月末までの提出⇒翌々月から適用」となります。

##### (2)算定される単位数が減る場合

加算等が算定されなくなった事実が発生した日から適用

## Ⅱ 実地指導における主な指摘事項

### (7) 指導員加配加算に関する指摘①

- 退職等により基準を満たしていないにもかかわらず算定している。
- 保育士等の資格を保有していないにもかかわらず「児童指導員等を配置する場合」で算定している。

【平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A】  
(H27.3.31事務連絡 問60)

Q) 児童指導員等配置加算について、従業者の員数のうち、1以上が児童指導員等であることとされているが、この「1以上」とは「1人」を配置すればよいのか。

A) 支援の時間を通じて1人以上を配置しているものとして届け出た場合に算定することができる。

算定できない例)

		開所時間		常勤換算	
		9時	18時		
A	児童指導員	常勤	昼	1	
B	指導員	常勤	昼	1	
C	指導員	常勤	昼	1	
D	指導員	非常勤		0.375	
				計	3.375

未配置

### 改善に向けて

○指導員加配加算は、指定児童発達支援事業所（児童発達支援センターを除く。）において、常時見守りが必要な障害児への支援や障害児の保護者に対する支援方法の指導を行う等支援の強化を図るために、児童発達支援給付費の算定に必要とする員数に加え、指導員等を配置しているものとして札幌市に届け出た事業所について加算する。

(一) 児童指導員等を配置する場合

ア 児童指導員等配置加算を算定している事業所において、児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、指導員等を1名以上配置（常勤換算による算定）していること。

イ 児童発達支援給付費の算定に必要となる従業者の員数と「ア」の加配職員の総数のうち、児童指導員等を2名以上配置（常勤換算による算定）していること。

## Ⅱ 実地指導における主な指摘事項

### (7) 指導員加配加算に関する指摘②

【平成27年度障害福祉サービス等報酬改定に関するQ&A】

(H27.3.31事務連絡 問61)

Q)「児童指導員等を配置する場合」の算定要件は何か。

A)以下の全ての条件を満たす場合に算定可能である。

- ① 児童指導員等配置加算を算定していること。
- ② 人員配置基準上必要となる員数に加え、児童指導員、保育士又は指導員が常勤換算による算定で1人以上配置されていること。
- ③ 児童指導員又は保育士等が児童指導員等配置加算の算定に必要なとなる職員を含め、常勤換算による算定で2人以上となっていること。

算定できる例)  $A+B \geq 2.0$

		開所時間 9時		18時	常勤換算
A	児童指導員	常勤	■ 昼 ■		1
B	児童指導員	常勤	■ 昼 ■		1
C	指導員	常勤	■ 昼 ■		1
D	指導員	非常勤			0.375
計					3.375

算定できない例)  $A+D < 2.0$

		開所時間 9時		18時	常勤換算
A	児童指導員	常勤	■ 昼 ■		1
B	指導員	常勤	■ 昼 ■		1
C	指導員	常勤	■ 昼 ■		1
D	児童指導員	非常勤			0.375
計					3.375

### 改善に向けて

(二) 指導員を配置する場合

ア 指導員加配加算の(一)を算定していないこと。

イ 児童発達支援給付費の算定に必要なとなる従業者の員数に加え、指導員等を1名以上配置(常勤換算による算定)していること。

(厚労省告示第122号別表第1注8、別表第3注8)

※加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかに届け出ること。この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないこと。

(平24障発0330第16 第一)

## Ⅱ 実地指導における主な指摘事項

### (8) 欠席時対応加算に関する指摘

□欠席時対応加算を算定しているが、実績記録で確認できない。保護者からの確認を得ていない。

□欠席時対応加算を算定しているが、障害児の状況や相談援助の内容等の記録が確認できない。

平成〇〇年 4月分 児童発達支援提供実績記録票(案) (様式3)

受給者氏名 〇〇	担任児童発達支援士氏名 (漢字・仮名)	漢字・大印 (漢字・仮名)	事業所番号	〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
契約支給量 児童発達支援 20日/月	事業所及び その事業所	〇〇事業所		

日付	サービス提供の 種別	開始時間	終了時間	追加加算		その他		備考
				欠席時	その他	時間外	その他	
7月	児童発達支援	10:00	17:00	1				印
8月	児童発達支援	10:00	17:00	1				
9月	児童発達支援	10:00	17:00	1				
10月	児童発達支援	10:00	17:00	1				
11月	児童発達支援	10:00	17:00	1				
12月	児童発達支援	10:00	17:00	1				
13月	児童発達支援	10:00	17:00	1				
14月	児童発達支援	10:00	17:00	1				

赤字で「欠席時対応加算を算定する事由」を記載する。 ※月に4回を限度とする。

赤字で「欠席理由」を記載する。

赤字で「算定日数のうち、加算対象となる  
雇用関係利用者に対して加算を  
提供した日数を記載する。

赤字で「児童発達支援の算定要件を満たす期間に  
よる時間外加算等を行う場合、その時間外を記  
載する。  
※ 報酬と算定できる回数にかかわらず、  
要件を満たす場合は記載する。

赤字で「児童発達支援の算定要件を満たす期間  
外に行う場合は、その時間外を記載する。  
※ 報酬と算定できる回数にかかわらず、  
要件を満たす場合は記載する。

### 改善に向けて

○以下のとおり取り扱う。

- ①あらかじめ利用を予定していた日に急病等により、その利用を中止した場合。
- ②その利用を中止した日の前々日、前日または当日に中止の連絡があった場合
- ③電話等により当該障害児の状況を確認し、引き続き児童発達支援等の利用を促すなどの相談援助を行うとともに、相談援助の内容を記録すること（直接の面会や自宅への訪問等を要しない）。
- ④1月につき4回を限度として算定する。

(厚労省告示第122号別表第1-8、別表第3-6 他)

# Ⅱ 実地指導における主な指摘事項

## (9) 福祉・介護職員処遇改善加算に関する指摘

□福祉・介護職員処遇改善計画書について、  
全ての福祉・介護職員に周知をしていない。

### 福祉・介護職員処遇改善計画書

## 改善に向けて

○処遇改善計画の周知について  
福祉・介護職員処遇改善計画書の作成し、  
**全ての福祉・介護職員に周知すること。**  
(H24厚労省告示270号)

※地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援は対象外



## Ⅱ 実地指導における主な指摘事項

### (10) その他の主な指摘事項

#### □定員の遵守

定員超過利用減算に該当しない範囲で、利用定員を超過している。

#### □日常生活に要する費用

利用者の希望によって送迎を提供する場合に係る費用を受領している。

#### □会計の区分

児童発達支援と放課後等デイサービスの会計が区分がされていない。



# Ⅲ その他の留意事項

## 2 提供したサービスの具体的内容に関する記録

### サービス提供記録

(記載内容)

- ①サービスの提供日及び提供時間
- ②利用者名及びサービスを提供した従業者名
- ③サービスの種類
- ④提供した具体的なサービス内容
- ⑤利用者の心身の状況
- ⑥その他利用者へ伝達すべき必要事項

「サービス提供記録」や「実施記録」「支援記録」などと呼ばれています。様式は任意です。



- ①サービスの内容や利用者の状況の把握
- ②利用者からの苦情・事故への対応に役立つ
- ③サービスが行われたことの証拠

### サービスの提供の記録

指定児童発達支援等事業者は、指定児童発達支援等を提供した際は、当該児童発達支援等の**提供日、内容**その他必要な事項を、当該指定児童発達支援等の提供の都度記録しなければならない。

2 指定児童発達支援等事業者は、前項の規定による記録に際しては、通所給付決定保護者から指定児童発達支援等を提供したことについて確認を受けなければならない。

### 心身の状況等の把握

指定児童発達支援等事業者は、指定児童発達支援等の提供に当たっては、障害児の**心身の状況**、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

※本市の調査時にサービス提供の記録作成することなく、自立支援給付費を請求していることが判明した場合は、適正なサービス提供がされたことを確認できないことから、自立支援給付費の返還対象となる場合がありますので、十分ご注意ください。

# Ⅲ その他の留意事項

## 3 同一日の重複請求

障害児通所支援給付費について、複数の事業者が同一利用者の基本報酬を同一日に重複して請求している事例やA事業所が国保連請求した日にB事業所でも欠席時対応加算の国保連請求を行っている事例がありました。



障害児通所支援では、同一日における複数事業所からの請求は認められませんので、十分ご注意ください。

### 児童発達支援・放課後等デイサービス・保育所等訪問支援

児童発達支援（医療型児童発達支援を含む）又は放課後等デイサービスと保育所等訪問支援を組み合わせると通所給付決定を行うことは可能である。

複数の障害児通所支援の通所給付決定を受けている場合でも、複数の障害児通所支援に係る報酬は1日単位で算定される。

同一日に複数の障害児通所支援を利用することはできない。

（同一日に同一サービスを異なる事業所で利用した場合を含め、同一日においては、一の事業所以外は報酬算定できない。）

### 保育所等訪問支援

保育所等訪問支援については、同一時間帯での支援の提供でない限りにおいて、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービスと同一日であっても報酬の算定は可能である。

保育所等訪問支援を同一日に複数回算定することや障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス（訪問系サービスを除く。）と同一日に算定することはできない。

# Ⅲ その他の留意事項

## 4 放課後等デイサービスの見直し

見直しの概要【平成29年4月施行】

### ○児童発達支援管理責任者の資格要件の見直し

現行の実務要件に保育所等の児童福祉に関する経験を追加し、障害児・児童・障害者の支援の経験（3年以上）を必須化する。

※既存の事業所は1年間の経過措置

### ○人員配置基準の見直し

人員配置基準上配置すべき職員を「指導員又は保育士」から「児童指導員、保育士又は障害福祉サービス経験者＊」に見直し、そのうち、児童指導員又は保育士を半数以上配置することとする。

＊2年以上障害福祉サービス事業に従事した者

※既存の事業所は1年間の経過措置

### ○運営基準の見直し

運営基準において、放課後等デイサービスガイドラインの内容に沿った評価項目を規定し、それに基づいた評価を行うことを義務付ける。

質の評価及び改善の内容をおおむね1年に1回以上公表しなければならない。

## IV 通報・苦情

### ○ 通報・苦情の受理件数

年度	受理件数
平成25年度	145件
平成26年度	198件
平成27年度	257件
平成28年度	358件

### ○ 通報・苦情の主な内容

- ・ 療育に関すること
- ・ 指導員の対応に関すること
- ・ 事業所の人員配置に関すること
- ・ 個別支援計画に関すること
- ・ 実績記録票の取扱いに関すること

内容によっては実地指導や監査を実施します。

突然、訪問することもあります。

# IV 通報・苦情

## 札幌市児童福祉法施行条例

(平成24年12月13日条例第62号) 抜粋

### (苦情解決)

**第53条** 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関する障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 指定児童発達支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該**苦情の内容等を記録しなければならない。**

3 指定児童発達支援事業者は、その提供した指定児童発達支援に関し、法第21条の5の21第1項の規定により市長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員による質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児又は通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して市長が行う調査に協力しなければならない。この場合において、市長から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 **指定児童発達支援事業者は、市長からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市長に報告しなければならない。**

5 指定児童発達支援事業者は、運営適正化委員会が社会福祉法第85条の規定により行う調査又はあつせんのできる限り協力しなければならない。

## IV 通報・苦情

### 1 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準

(平成24年2月3日厚生労働省令第15号) 抜粋

#### 〔指定障害児通所支援事業者等の一般原則〕

- ① 指定障害児通所支援事業者等は、通所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(第27条第1項において「通所支援計画」という。)を作成し、これに基づき障害児に対して指定通所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定通所支援を提供しなければならない。
- ② 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定通所支援の提供に努めなければならない。
- ③ 指定障害児通所支援事業者等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(第20条及び第49条において「障害福祉サービス」という。)を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めなければならない。
- ④ 指定障害児通所支援事業者等は、当該指定障害児通所支援事業者等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

## IV 通報・苦情

### 2 児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準

(平成24年2月3日厚生労働省令第16号) 抜粋

#### 〔指定障害児入所施設等の一般原則〕

- ① 指定障害児入所施設等は、入所給付決定保護者及び障害児の意向、障害児の適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(以下「入所支援計画」という。)を作成し、これに基づき障害児に対して指定入所支援を提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより障害児に対して適切かつ効果的に指定入所支援を提供しなければならない。
- ② 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の意思及び人格を尊重して、常に当該障害児の立場に立った指定入所支援の提供に努めなければならない。
- ③ 指定障害児入所施設等は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村(特別区を含む。以下同じ。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第1項に規定する障害福祉サービス(第46条において「障害福祉サービス」という。)を行う者、他の児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- ④ 指定障害児入所施設等は、当該指定障害児入所施設等を利用する障害児の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

## IV 通報・苦情

### 3 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準

(平成24年3月13日厚生労働省令第29号) 抜粋

#### 〔基本方針〕

- ① 指定障害児相談支援の事業は、**障害児又は障害児の保護者(以下「障害児等」という。)の意思及び人格を尊重し、常に当該障害児等の立場に立って、行われるものでなければならない。**
- ② 指定障害児相談支援の事業は、障害児が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮して行われるものでなければならない。
- ③ 指定障害児相談支援の事業は、障害児の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、障害児等の選択に基づき、適切な保健、医療、福祉、教育等のサービス(以下「福祉サービス等」という。)が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われるものでなければならない。
- ④ 指定障害児相談支援の事業は、当該障害児等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の障害児通所支援事業を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行われるものでなければならない。
- ⑤ 指定障害児相談支援事業者は、市町村、障害児通所支援事業を行う者等との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めなければならない。
- ⑥ 指定障害児相談支援事業者は、自らその提供する指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

# V 事故報告について

入所者または利用者に対するサービス提供中の事故等が発生した場合、  
「札幌市障害福祉サービス事業者等に係る事故等発生時の報告事務取扱要領」  
に基づき、札幌市へ必要な報告等をしてください。

**忘れずに！**

## 【報告の範囲等】

次の事故等が発生した場合、「事故等発生状況報告書」により、札幌市保健福祉局の担当課に報告すること。  
なお、サービス提供中の事故については、送迎・通院等の間を含み、事業者の過失の有無を問わない。

### (1) 重大な事故等【直ちに報告すること】

- ア 入所者等の死亡事故
- イ 役・職員の不法行為(預かり金着服・横領等)
- ウ 入所者等に対する虐待(不適切な処遇(疑)を含む)
- エ 入所者等の不法行為
- オ 入所者等の失踪・行方不明(搜索願を出したもの)
- カ 火災(消防機関に出動を要請したもの)
- キ その他ア～カ以外の事項で、テレビ・新聞等で報道された事案(報道される可能性のある事案を含む)

### (2) 上記(1)以外の事故【事故発生後(又は事故発覚後)30日以内に報告すること】

- ア 入所者等の骨折、打撲、裂傷等で、医療機関への入院・通院を要したもの
- イ 入所者等の誤飲、誤食、誤嚥及び誤薬
- ウ 無断外出・外泊(見つかった場合)
- エ その他報告が必要と認められるもの(交通事故等)

# V 事故報告について

http://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/jiritsushien/jikotenkenhyou.html

札幌市 自己点検表 事故報告 検索

ホーム 防災・防犯・消防 <暮らし・手続き 健康・福祉・子育て 教育・文化・スポーツ

ホーム > 健康・福祉・子育て > 福祉・介護 > 障がいのある方へ > 法律・制度 > 障害福祉サービス・障害児に関係

自己点検表・事故報告(障がい関係)

自己点検表

障害福祉サービス等の事業者等が利用者へ適切な障害福祉サービス等を提供するために、条例等に定める福祉サービス等に要する費用の算定に関する基準を遵守する必要があります。

事故報告 ← ページ下部

障害者総合支援法、児童福祉法、札幌市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、札幌市移動支援事業事業者登録要綱に基づく施設及び事業所において、入所者または利用者に対する障害福祉サービス事業者等に係る事故等発生時の報告事務取扱要領に基づき、札幌市障害福祉サービス事業者等に係る事故等発生時の報告事務取扱要領に基づき、

PDF 札幌市障害福祉サービス事業者等に係る事故等発生時の報告事務取扱要領

PDF 別紙1 対象施設・事業所一覧表(PDF:43KB)

PDF 報告様式1 事故等発生状況報告書(ワード:84KB)

事故等発生状況報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日〇〇

札幌市長〇様

法人所在地  
 法人名称  
 代表者氏名

1 事故等が発生した施設・事業所  
 [1] 種別  
 [2] 名称  
 [3] 所在地

2 事故等の分類  
 該当する にチェックを入れること

利用者と通所者に関するもの	施設・事業所及び従業員に関するもの
<input type="checkbox"/> 死亡事故	<input type="checkbox"/> 不審的な会社処理
<input type="checkbox"/> 虐待	<input type="checkbox"/> 不審行為等
<input type="checkbox"/> 虐待・行方不明	<input type="checkbox"/> その他
<input type="checkbox"/> 骨折・打撲・擦傷	
<input type="checkbox"/> 脱臼・脱臼・脱臼	

3 事故等の経緯

4 事故等の発生日時・場所  
 [1] 日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日 [午前・午後] 〇〇時〇〇分 [曜]  
 [2] 場所

5 施設等が事故等を認知した日時及び定款への対応  
 [1] 事故認知日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日 [午前・午後] 〇〇時〇〇分 [曜]  
 [2] 認知した経緯

[3] 定款への連絡日時 平成〇〇年〇〇月〇〇日 [午前・午後] 〇〇時〇〇分 [曜]  
 氏名

## VI 不正請求等への対応

昨年6月、厚生労働省から障がい福祉サービス等事業所の不正請求等の対応における留意事項が示されました。

- 1 指導監査の強化  
日常のサービスの提供状況を確認できないと認められる場合は、指導開始時に文書により通知する。
- 2 悪質な事案への対応  
悪質な事案には刑事告訴を検討する。
- 3 組織的な不正行為への対応  
指定の事前調査を確実に実施するなど、指定に係る欠格事由の確認を徹底する。
- 4 返還請求額の徴収  
地方税の滞納処分の例により処分するなど不正利得の徴収の徹底を図る。

**特に！**

放課後等デイサービス事業所の不正請求等の対応における留意事項

- 1 特に営利法人の事業所及び新規開設の事業所などについて、少なくとも2年程度（新規開設時は1年程度）を目途として、重点的に実地指導を行うこと。
- 2 サービス提供実績記録票の精査や指定時の審査等、指導監査以外においても、不正請求等が行われないよう防止策を講じること。

# VI 不正請求等への対応

## 昨年6月、厚生労働省から示された通知

<p style="text-align: right;">事務連絡 平成28年6月20日</p> <p>都道府県 各指定都市 障害保健福祉主管課 御中 中 核 市</p> <p style="text-align: center;">厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 企 画 課 監 査 指 導 室 障害福祉課障害児・発達障害者支援室</p> <p style="text-align: center;">障害福祉サービス等の不正請求等への対応について</p> <p>先般、平成26年度における障害者支援施設等の指導監査の概況をとりまとめ、また、本年5月16日付けの事務連絡により、放課後等デイサービス事業所に対する行政処分 の状況を確認するための調査を行ったところです。 これらの結果等を踏まえ、障害福祉サービス等事業所の不正請求等への対応に関して、 下記のとおり留意事項をまとめましたので、これにより不正請求等への対応の一層の強 化を図っていただくようお願いいたします。 また、各都道府県におかれましては、責務内の関係機関等に対する周知徹底方よろし くお取り計らい願います。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 障害福祉サービス等事業所の不正請求等の対応における留意事項</p> <p>(1) 指導監査の強化</p> <p>利用者等から不正請求等に関する情報提供があった場合、機動的かつ適切な対応 を行い、疑いのある事業所について、深度ある実地監査を行うこと。 また、指定障害福祉サービス事業者等指導指針及び指定障害児通所支援等事業者 等指導指針において、「指導対象となる事業所において障害者（児）虐待が疑われて いるなどの理由より、あらかじめ通知したのでは当該事業所の日常におけるサービ スの提供状況を確認することができないと認められる場合は、指導開始時に文書に より通知するものとする。」とされているが、人員配置基準の虚偽等、不正が疑われ ている場合についても、当該規定を積極的に活用することにより、効果的な実地指 導（出勤や給与支払の状況簿の確認、勤務状況のヒアリング等）を周期的に実施す ること。</p> <p>(2) 悪質な事案への対応</p> <p>虚偽の報告や監査妨害、不正請求額が高額で返還の意思がない場合など、特に悪 質な事案については、行政処分に加えて、刑事告発を検討すること。</p>	<p>(3) 組織的な不正行為への対応</p> <p>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号。以下「障害者総合支援法」という。）第36条第3項及び児童福祉法（昭和 22年法律第164号）第21条の5の15第2項において、過去に指定を取り消された 事業者と密接な関係を有する事業者は指定をしてはならないこととされており、指 定の事前調査を確実に実施するなど、指定に係る欠格事由の確認を徹底することに より、組織的な不正行為への対応の強化を図ること。</p> <p>(4) 返還請求額の徴収</p> <p>障害者総合支援法第8条第3項及び児童福祉法第57条の2第6項において、不正 請求における不正利得の徴収については、地方税の滞納処分の例により処分するこ とができることとされているため、不正請求額が高額で返還の意思がない場合など においては、当該規定を活用し、不正利得の徴収の徹底を図ること。</p> <p>2. 放課後等デイサービス事業所の不正請求等の対応における留意事項</p> <p>(1) 本年5月16日付けの事務連絡による調査結果によると、行政処分を受けた放課後 等デイサービス事業所の大半を営利法人が占めていることを踏まえ、特に営利法 人の事業所及び新規開設の事業所、その他重点的な実地指導を行う必要があると認 められる事業所について、少なくとも2年程度（新規開設時は1年程度）を目途とし て、1. に示した対応を含め、重点的に実地指導を行うこと。 放課後等デイサービスの指導監査の実地状況等については、当面の間、別途お示 しする方法により、四半期ごとに厚生労働省に報告すること。</p> <p>(2) 放課後等デイサービス事業所の不正請求等の内容については、主に、サービス提 供の虚偽による不正請求や人員配置の虚偽による指定申請及び不正請求であったこ とを踏まえ、サービス提供実績記録票の精査や指定時の審査等、指導監査以外にお いても、不正請求等が行われないよう防止策を講ずること。</p>
---	---

## VII 指定の取り消し・指定の効力停止

### 1 監査方針

指定障害児通所支援事業者等のサービス等の内容について、法に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合、若しくはその疑いがあると認められる場合、又は障害児通所給付費等の給付に係る費用の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼として実施する。

#### ○ 監査の実施件数と行政処分（障害福祉サービス事業を含む）

実施年度	実施件数 (単位:事業所)	行政処分	
		取 消	効力停止
平成25年度	2	1	0
平成26年度	22	1	1
平成27年度	12	0	0
平成28年度	8	4	0
平成29年度	2	0	0

(H29.4.1現在)

# VII 指定の取り消し・指定の効力停止

## 2 主な監査の理由

- 水増し、架空請求の疑いがあった
- 指定申請時の提出書類に詐称の疑いがあった
- 人員配置基準を満たさずに給付費を請求していた疑いがあった
- 従業者の利用者に対する虐待行為の疑いがあった

## 3 行政処分理由

〔事例〕

障害児通所給付費等の請求について、利用者がサービスを利用していない日に請求をしていた。また、本市の再三にわたる帳簿書類の提出要求に対して、一切応じないまま帳簿書類を破棄し、監査を忌避した。

【児童福祉法第21条の5の23第1項第5号】

障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の請求に関し不正があつたとき。

【児童福祉法第21条の5の23第1項第7号】

指定障害児通所支援事業者又は当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者が、第21条の5の21第1項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜ ず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害児通所支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。

## VIII 関係法令等

サービスの種類	法令等の種類	法令等の名称
障害児(通所・入所)支援	法律	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)</li> <li>○社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)</li> <li>○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年6月24日法律第79号)</li> </ul>
	基準省令	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年2月3日厚生労働省令第15号)</li> <li>○児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年2月3日厚生労働省令第16号)</li> </ul>
	解釈通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第12号)</li> <li>○児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準について(平成24年3月30日障発0330第13号)</li> </ul>
	報酬告示	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第122号)</li> <li>○児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第123号)</li> </ul>
	留意事項通知	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成24年3月30日障発0330第16号)</li> </ul>
	条例	<ul style="list-style-type: none"> <li>○札幌市児童福祉法施行条例(平成24年12月13日札幌市条例第62号)</li> </ul>

## Ⅷ 関係法令等

サービスの種類	法令等の種類	法令等の名称
<p style="text-align: center;"><b>地域相談支援 計画相談支援 障害児相談支援</b></p>	<p style="text-align: center;">法 律</p>	<p>○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)(平成17年11月7日法律第123号)</p> <p>○児童福祉法(昭和22年12月12日法律第164号)</p> <p>○社会福祉法(昭和26年3月29日法律第45号)</p> <p>○障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成23年6月24日法律第79号)</p>
	<p style="text-align: center;">基準省令</p>	<p>○障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成24年3月13日厚生労働省令第27号)</p> <p>○障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成24年3月13日厚生労働省令第28号)</p> <p>○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準 (平成24年3月13日厚生労働省令第29号)</p>
	<p style="text-align: center;">解釈通知</p>	<p>○障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について (平成24年3月30日障発0330第21号)</p> <p>○障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について (平成24年3月30日障発0330第22号)</p> <p>○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について (平成24年3月30日障発0330第23号)</p>
	<p style="text-align: center;">報酬告示</p>	<p>○障害者総合支援法に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成24年3月14日厚生労働省告示第124号)</p> <p>○障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成24年3月14日厚生労働省告示第125号)</p> <p>○児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準 (平成24年3月14日厚生労働省告示第126号)</p>
	<p style="text-align: center;">留意事項通知</p>	<p>○障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について (平成18年10月31日障発第1031001号)</p> <p>○児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について (平成24年3月30日障発0330第16号)</p>

本日の指摘事項や基準省令などの再確認、  
自己点検表による確認をお願いいたします。

ご清聴ありがとうございました。